

議 第24号

上水道事業会計予算書

樞原市

平成31年度権原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	4 9, 750 戸
(2) 年間総給水量	13, 299, 000 m ³
(3) 一日平均給水量	36, 336 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13, 299, 000 m ³
(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業	569, 037 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	3, 245, 911 千円
第1項 営業収益	2, 984, 551 千円
第2項 営業外収益	261, 360 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	3, 065, 641 千円
第1項 営業費用	2, 933, 375 千円
第2項 営業外費用	117, 266 千円
第3項 特別損失	13, 000 千円
第4項 予備費	2, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 246, 230千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42, 855千円、過年度分損益勘定留保資金1, 203, 375千円で補てんするものとする。)。

	収 入
第1款 資本的収入	125, 631 千円
第1項 分担金及び負担金	125, 631 千円
	支 出
第1款 資本的支出	1, 371, 861 千円
第1項 建設改良費	621, 829 千円
第2項 企業債償還金	250, 032 千円
第3項 投資	500, 000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 234,472千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成31年3月1日提出

権原市長 森下 豊